

令和8年7月9日

各 位

富山県厚生部生活衛生課長

令和8年度ふぐ処理師講習会の開催について

富山県ふぐの取扱いに関する条例では、「ふぐ処理師は、5年ごとに知事が行う講習会を修了するよう努めるものとする。」と定められております。この度、この講習会を以下のとおり開催しますので、講習会を受講いただくようお願いします。

(事務担当：食品乳肉係)

令和8年度富山県ふぐ処理師講習会について

オンライン形式の講習会と会場形式の講習会の実施を予定しており、いずれかを受講することで差し支えございません。なお、可能な限りオンライン形式の講習会を受講していただきますようお願いいたします。

- ◆ オンライン形式の講習は、インターネットに接続できる機器があれば、受講可能です（スマートフォンでも可能。カメラ、マイク等は不要です）。なお、通信にかかる費用は受講者のご負担になります。
- ◆ 会場形式の講習の定員は、120名です。定員を超えた場合は、会場や日程を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、会場や日程が変更となった場合でも、受講手数料の返還は行いません。

1 対象者

富山県ふぐの取扱いに関する条例に基づくふぐ処理師免許を受けている者

2 開催日・場所

(1) オンライン形式

開催日：令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

※期間中に受講してください。

開催場所：富山県公式Y o u T u b eによる配信

(申込者に対して、講習会のURLを送付します。)

(2) 会場形式

開催日：令和8年11月10日（火）

開催場所：富山県総合情報センター（富山市高田527）

※申込者数が定員を上回った場合は、会場や日程が変更となる可能性があります。

3 講習会の内容

- (1) 食品衛生関係法規・食中毒予防について
- (2) ふぐの鑑別及び処理・雑種の取扱いについて

4 受講申込書の受付期間

令和8年7月13日（月）から7月31日（金）まで（書類を持参する場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。））

※ オンライン形式の場合も会場形式の場合も受付期間は同じです。

5 受講申込書の提出先

オンライン形式の講習会を希望する場合は、以下の(1)または(2)、会場形式の講習会を希望する場合は以下の(2)の方法により、お申込みください。

(1) 電子申請の場合 [オンライン形式の講習会のみ申込み可]

富山県電子申請サービス（申請先：富山県）にて、手続き名「ふぐ処理師講習会受講申込み」を選択し、必要事項を入力してください。

(2) 書類を持参する場合 [オンライン形式・会場形式いずれの講習会も申込み可]

住所地ごとに以下の場所に提出してください。

ア 住所地が県内（富山市を除く。）の受講申込者は、住所地を管轄する各厚生センター又は各厚生センター支所

イ 住所地が富山市又は県外の受講申込者は、富山県厚生部生活衛生課

※富山市保健所では受け付けません。

受講申込み手続きについて詳しくは、電子申請の場合は4～5ページ、書類を持参する場合は6ページをご確認ください。

6 受講手数料

1,200円

(1) 電子申請の場合

オンライン支払（クレジットカード、Pay-easyまたはPayPayによる支払）により納付してください。

※ Pay-easyで利用できる金融機関は、富山県指定金融機関及び富山県収入代理金融機関です。県が指定していない金融機関のインターネットバンキングによるPay-easy決済はできません。

※ 富山県指定金融機関及び富山県収入代理金融機関は、富山県ホームページ

(<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/zeikin/kj00002480.html>) にてご確認ください。

(2) 書類を持参する場合

富山県手数料納付窓口（7～8ページを参照してください。）にて受講手数料を納付してください。なお、各厚生センター・支所には富山県手数料納付窓口は設置されていませんので、十分ご注意ください。

(3) 注意事項

受講手数料は、受講申込書を受理した後はいかなる理由（会場形式の会場や日程が変更となった場合を含む。）でも返還しません。

7 申込みから修了証交付までの流れ

(1) オンライン形式

- ① 受講申込書を、富山県電子申請サービス又は各厚生センター・支所若しくは富山県庁生活衛生課の窓口へ提出する。〔受付期間：7月13日～7月31日〕
- ② 富山県庁生活衛生課から郵送されてくる講習会URLを受け取る。〔8月下旬頃送付予定〕
- ③ 配信期間中に講習会を受講し、配信された講習内で表示される受講確認キーワードをオンラインで提出する。〔提出期間：9月1日～9月30日〕
受講確認キーワードが提出されない場合は、講習会を受講したことになりません。
- ④ 富山県庁生活衛生課から郵送されてくる修了証を受け取る。〔12月頃送付予定〕

(2) 会場形式

- ① 受講申込書を、各厚生センター・支所又は富山県庁生活衛生課の窓口へ提出する。〔受付期間：7月13日～7月31日〕
- ② 富山県庁生活衛生課から郵送されてくる講習会の日時等の案内を受け取る。〔10月頃送付予定〕
- ③ 会場で講習会を受講する。〔11月10日を予定〕
- ④ 富山県庁生活衛生課から郵送されてくる修了証を受け取る。〔12月頃送付予定〕

8 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
新川厚生センター	0765-52-1225
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
中部厚生センター	076-472-1234
高岡厚生センター	0766-26-8417
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波厚生センター	0763-22-4507
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山県厚生部生活衛生課	076-444-3230

電子申請 での受講申込み手続きについて

- ・ オンライン形式の講習会を希望する場合のみ電子申請で申し込むことができます。
(オンライン形式の講習会を希望する場合、書類を持参する方法での申込みもできます。)
- ・ 会場形式の講習会を希望する場合は、書類を持参する方法でお申込みください。

インターネットによる申込み（電子申請）には、次のものがが必要です。

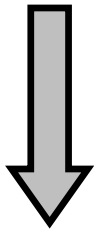
- ☐ パソコン又はスマートフォン等
- ☐ 受講者本人のメールアドレス
- ☐ 受講手数料はオンライン支払（クレジットカード、Pay-easyまたはPayPayによる支払）により納付してください。

<受講申込み手続きの流れ>

1 電子申請方法の確認

電子申請は、「富山県電子申請サービス」から行います。手続名「ふぐ処理師講習会受講申込み」を選択し、手続案内を確認してください。

<申請先の選択「富山県」→ キーワードで絞り込む「ふぐ処理師講習会」と検索>



申込み手続きは
令和8年7月13日（月）から受付開始
スマートフォンの方はこちらから ⇒



2 申込み

- ・ 「富山県電子申請サービス」で「ふぐ処理師講習会受講申込み」を選択し、「電子申請をする」ボタンをクリックしてください。
- ・ 利用者登録は任意です。利用者登録を行わなくても申請が可能です。
 - 利用者登録を行わない方：申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力し「ログインしないで申請する」ボタンをクリックしてください。入力されたメールアドレスに、「申請方法のお知らせ」メールが届きますので確認のうえ、「入力開始ページ」から申請してください。
- ・ 手続きフォームにしたがって必要事項を入力し、入力内容を確認後、送信してください。申込み手続きが正常に行われていれば「申請受付」のお知らせメールが届きます。

富山県電子申請サービスからのメール件名：【電子申請】申請受付のお知らせ

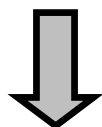
※「富山県電子申請サービス」の申請履歴からも確認することができます。申請状態が「受付中」になっていれば、正常に申込みができています。



講習会事務局で申請内容を確認しますので、1～3日程度お待ちください。
申請内容に不備がないことを確認した後、手数料納付の案内メールを送付します。

富山県電子申請サービスからのメール件名：

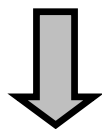
【電子申請】審査完了のお知らせ（料金納付のお願い）



3 手数料の支払い

- ・ 手数料納付の案内メールが届き次第、手数料1,200円をオンライン支払にて納付してください。（支払期限：令和8年8月7日（金）午後0時まで）
- ・ 納付が完了となれば「納付完了」のお知らせメールが届きます。

富山県電子申請サービスからのメール件名：【電子申請】納付完了のお知らせ



申込み手続き完了

<注意事項>

- ☐ 申請内容の訂正は、県生活衛生課へ連絡してください。申請内容の訂正等を目的とした申込みのやり直しはしないでください。
- ☐ 手続きフォームへの入力にあたり、入力できない外字等がある場合には県生活衛生課へ連絡してください。

書類の持参 による受講申込み手続きについて

(オンライン形式・会場形式いずれの講習会も申し込むことができます)

＜受講申込み手続きの流れ＞

- 1 富山県手数料収納窓口にて受講手数料を支払う。
※ 富山県手数料収納窓口については、7～8ページをご確認ください。
※ なお、厚生センター・支所において受講手数料を支払うことはできません。
- 2 富山県手数料収納窓口にて交付された領収書（上に「申請書等に貼付け」と印字されているもの）を「手数料納付確認用紙」（ふぐ処理師講習会受講申込書の裏面）に貼付する。
- 3 「ふぐ処理師講習会受講申込書」に必要事項を記入し、厚生センター・支所又は県庁生活衛生課に持参する。

富山県手数料収納窓口一覧

※各窓口の開設時間は、臨時で変更となる場合もありますので、ご利用の際は、必ず
事前に確認してください。

設置場所	設置場所所在地	開設時間	定休日	電話番号
富山県運転教育センター	富山市高島62-1	8時15分～16時00分 (途中1時間の昼食休憩 含む。具体的な時間は 曜日により異なる。)	土、祝、 12月29日～ 1月3日	(代表) 076-441-2211
高岡運転免許更新センター	高岡市駅南4-1-22	8時15分～16時00分 (途中1時間の昼食休憩 含む。具体的な時間は 曜日により異なる。)	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	(代表) 076-441-2211
富山県入善警察署 /黒東交通安全協会	入善町櫛山1385	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0765-72-0110
富山県黒部警察署 /黒部市交通安全協会	黒部市三日市1524-1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0765-54-0110
富山県魚津警察署 /魚津市交通センター	魚津市本江1000	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0765-24-0110
富山県滑川警察署 /滑川市交通安全協会	滑川市加島町8	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	076-475-0110
富山県上市警察署 /上市区域交通安全協会	中新川郡上市町大坪5-1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	076-472-0110
富山県富山中央警察署 /富山中央交通安全協会	富山市赤江町5-1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	076-444-0110
富山県富山南警察署 /富山南交通安全協会	富山市蜷川123番地1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	076-420-0110
富山県富山西警察署 /富山西交通安全協会	富山市婦中町宮ヶ島229-1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	076-466-0110
富山県射水警察署 /射水交通安全協会	射水市今井170-1	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0766-83-0110

設置場所	設置場所所在地	開設時間	定休日	電話番号
富山県高岡警察署 /高岡交通安全協会	高岡市あわら町1-5	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0766-23-0110
富山県氷見警察署 /氷見市交通安全協会	氷見市窪300	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0766-91-0110
富山県砺波警察署 /砺波市交通安全協会	砺波市春日町1-21	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0763-32-0110
富山県南砺警察署 /南砺市交通安全協会	南砺市荒木1008	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0763-52-0110
富山県小矢部警察署 /小矢部市交通安全協会	小矢部市小矢部町6-5	9時00分～12時00分、 13時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日	0766-67-0110
富山県庁本館1階 /富山県庁職員生活協同組 合売店（小川商会）	富山市新総曲輪1-7	9時00分～13時00分、 14時00分～16時00分	土、日、祝、 12月29日～ 1月3日、 GW、お盆	076-441-1038
御旅屋セリオ5階 /オタヤ開発株式会社 ※現金納付のみ	高岡市御旅屋町101番地	10時00分～17時30分	土、祝、 12月29日～ 1月3日	(代表) 0766-27-1850

様式第 7 号（第11条関係）

ふぐ処理師講習会受講申込書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
申込者 氏名
電話番号

富山県ふぐの取扱いに関する条例第 9 条に規定する講習会の受講を申し込みます。

免許番号	第 号
従事するふぐ処理施設の名称	
従事するふぐ処理施設の所在地	〒 電話番号
従事するふぐ処理施設のふぐ処理営業者の氏名又は名称	
受けようとする講習会の開催日	以下のいずれかに☑してください。 ☐ オンライン形式（令和 8 年 9 月 1 日～ 9 月 30 日） ☐ 会場形式（令和 8 年 11 月 10 日 予定） ※ <u>集合形式の講習会について、会場の定員（120 名）を上回る申し込みがあった場合は、会場や日時が変更となる可能性があります。</u>

手数料納付確認用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名:

ふぐ処理師講習会受講申込



C2025120700005101

令和8年6月30日まで

¥1,000(非課税)

令和8年7月1日から以下の金額に改定

¥1,200(非課税)

窓口で発行されたレシート(「申請書等に貼付け」と記載のあるもの)を貼付けください。

レシート貼付欄

県確認用【 ふぐ処理師講習会 】

窓口確認用【 00000000564 】